

デバイス WebAPI コンソーシアム 規約

第1章 総則

第1条 名称

本会は、デバイス WebAPI コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という）と称する。

第2条 目的

本コンソーシアムは、スマートフォン等に接続される IoT 機器、ウェアラブル機器等の多様なデバイスをより使いやすくする WebAPI（以下「デバイス WebAPI」という）の普及・利用促進に向けた議論、検討及び情報・意見交換等を行うことを目的とする。

第3条 活動内容

本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) デバイス WebAPI に関する会員相互の情報交換と検討
- (2) デバイス WebAPI の技術仕様等の情報交換と検討
- (3) 対応デバイスの情報交換と検討
- (4) ユースケースの情報交換と検討
- (5) 全各号に関する普及活動
- (6) その他前各号の目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

第4条 会員

本コンソーシアムの会員は、第2条の目的に賛同し、本コンソーシアムの活動に積極的に参画する法人、団体又は本コンソーシアムの目的に関連する領域の教育研究機関に在籍する教員・研究者、又は、当該分野の有識者と認められる個人とし、以下の権利を有する。

- (1) 総会への参加
- (2) 第2 3条に定めるワーキンググループの設置の提案、参加
- (3) その他、本コンソーシアムの活動成果の共有、享受

第5条 入会

本コンソーシアムに入会を希望する者は、第2 4条に定める事務局宛に入会申込を行い、

理事総数の過半数の承認を得なければならない。事務局は理事の承認・否認の数を取りまとめるものとし、当該入会を希望する者の入会可否を全ての理事及び当該入会を希望する者に通知するものとする。なお、承認の意思確認については電子メールによる意思確認も含まれる。

第6条 活動費用の負担

本コンソーシアムの活動により各会員に生じた費用は、各会員がそれぞれ負担する。

第7条 退会

会員は、いつでも本コンソーシアムを退会することができる。ただし、退会しようとする日の30日前までに事務局に退会の申告をしなければならない。

第8条 除名

理事会は、会員が次の各号の一に該当するとき、理事の全会一致によりこの会員を除名することができる。除名対象の会員が理事である場合、その理事を除いた理事の全会一致により除名することができるものとする。但し、会員を除名する場合、当該会員に連絡が可能であれば、当該会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、当該会員が求める場合には、除名の決議を行う理事会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 法人若しくは団体が解散若しくは倒産したとき又は教員・研究者が、本コンソーシアムの目的に関連する領域の教育研究機関を離籍したとき
- (3) 公序良俗に反する行為をしたとき
- (4) 本コンソーシアムの名誉を傷つけ、又は本コンソーシアムの目的に反する行為をしたとき
- (5) 法人又は団体の財務状況の悪化、会員の身体上の都合その他の理由により本コンソーシアムの活動に参加することが適当でない又は困難であると認められるとき
- (6) 複数回にわたり不達や返信がない場合など、コンソーシアムからの連絡が不可能と認められるとき

第9条 設立時の会員

本コンソーシアム設立時の会員は、本コンソーシアムのウェブサイトにて掲示することとする。

第3章 理事

第10条 理事の員数と種類

本コンソーシアムには3人以上の理事を置き、その定数は定めない。また、代表1名、副代表1名、監事1名を理事の互選により定める。

第11条 理事の選任

本コンソーシアムの理事は、第9条に定める本コンソーシアム設立時の会員、もしくは設立時の会員から推薦を受けた会員より、総会において選任する。この条件を満たさない会員が理事となるには、理事会の構成員の3分の2以上の承認を受け、総会で承認を得なければならない。

第12条 理事の職務

- (1) 理事は理事会を構成し、本規約に定めた理事会の役割を遂行する。
- (2) 理事は、第5条に定める本コンソーシアム入会申込の承認に関する職務を行う。
- (3) 代表は、本コンソーシアムを代表し、活動を統括する。
- (4) 代表に事故あるとき、又は代表が欠けたときは、副代表がその役割を代行する。
- (5) 監事は以下の職務を行う。
 - ・理事の活動状況を監査すること。
 - ・本コンソーシアムの活動について、法令若しくは本規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務官庁に報告すること。
 - ・前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第13条 任期

- (1) 理事の任期は、就任後2年以内の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。
- (2) 設立時の理事は、再任を妨げられないこととする。
- (3) 任期満了以前に退任した理事の補欠または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

第14条 解任

理事が、次の各号の一に該当するときは、理事会において、理事の3分の2以上の賛成を得て、これを解任することができる。

- (1) 身心の故障のため職務執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 本規約への違反等、理事としてふさわしくない行為が認められるとき。

第15条 報酬

理事は、無報酬とする。

第4章 組織

第16条 構成

本コンソーシアムは、総会、理事会、ワーキンググループ及び事務局で構成する。

第17条 総会

総会は、会員をもって構成される。

- (1) 総会は、過去1年でコンソーシアムの活動が認められた会員の過半数の出席によって成立する。電子メール等による委任状も出席に含まれるものとする。
- (2) 各会員は、各1個の議決権を有する。
- (3) 総会は、出席会員の過半数の賛成をもって決議を行う。賛否同数の場合は議長の決するところとする。

第18条 総会の開催

総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- (1) 通常総会は年1回開催する。
- (2) 臨時総会は理事会が必要と認め、招集の請求をしたときに開催する。

第19条 総会の招集

総会は、日時、場所、目的を示した書面によって、開催日の5日前までに代表が招集する。

第20条 総会の議長

総会の議長は、代表がこれにあたる。代表に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議によって定められた順序により、他の理事がこれに代わる。

第21条 総会における付議事項

総会では、次の事項を決議する。

- (1) 理事の選任
- (2) 年度活動計画
- (3) 第23条に定めるワーキンググループの活動報告
- (4) その他本コンソーシアムに関わる重要事項

第22条 理事会

- (1) 理事会は、理事によって構成される。
- (2) 理事会は随時開催する。
- (3) 理事会議長は、代表がこれにあたる。
- (4) 理事会は理事会議長によって招集され、理事総数の過半数の出席によって成立する。理事会への出席には、テレビ会議等による遠隔地からの参加も含まれる。また、電子署名等により裏付けられた電子メール等による委任状も出席に含まれるものとする。
- (5) 理事会は出席理事の過半数の賛成をもって決議を行う。賛否同数の場合は理事会議長の決するところとする。
- (6) 理事会は、次の事項を審議決定する。
 - ・総会の決議事項を実施するために必要な具体的事項
 - ・ワーキンググループの設置、変更の承認に関する事項
 - ・その他、理事の提案に基づき、理事会が本コンソーシアムに関し必要と認める事項

第23条 ワーキンググループ

本コンソーシアムの活動において、デバイス WebAPI に関する特定のテーマについてより詳細な議論を推進するために、ワーキンググループを設置、再編、廃止することができる。

- (1) ワーキンググループは、理事1名以上の参加を必須とし、当該理事が当該ワーキンググループの名称、テーマ・計画、参加会員、および当該参加会員の中から選ばれる当該ワーキンググループを統括する会員（以下「リーダー」という）等を理事会に付議し、理事会の承認を得ることで設置できるものとする。
- (2) 以下の場合には、事務局に報告をする。
 - ・ワーキンググループ設置後に、当該ワーキンググループに新たに参加会員を加える場合
 - ・ワーキンググループのリーダーが変更になる場合
- (3) 当該ワーキンググループのテーマ・計画等が大幅に変更になる場合には、理事会に付議し、理事会の承認を得るものとする。
- (4) ワーキンググループでの検討を踏まえ、実証実験、試験サービス等の個別の案件（以下「プロジェクト」という）を開始する際には、別途プロジェクトに参加する会員間で権利義務関係について協議する。なお、プロジェクトでの活動は本コンソーシアムの活動には含まれないものとし、また、プロジェクトの非参加会員は、当該プロジェクトでの活動に対して一切の責任を負わないものとする。

第24条 事務局

本コンソーシアムの事務上の手続きを遂行し、事業活動を円滑に推進するため、事務局を設置する。

- (1) 事務局長は理事会において理事の互選により定める。
- (2) 事務局の役割は以下の通りとする。
 - ・総会、理事会、ワーキンググループ運営支援
 - ・会員の加入、退会等の手続支援
 - ・総会及び理事会の議事録作成および保管
 - ・その他、本コンソーシアムの運営に関わる業務の支援
- (3) 事務局長は、理事会で解任動議を受け、理事総数の3分の2以上の賛成があった場合には解任される。その場合の後任は、本条第一号に定める方法により選出する。

第5章 活動

第26条 事業年度

本コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第27条 法令遵守

- (1) 会員は、本コンソーシアムへの参加にあたっては、関連法令を遵守し、公正かつ誠実に活動するよう努めなければならない
- (2) 会員は、本コンソーシアムにおいて、他の会員と共同して、特定の取引分野における商品の価格の決定、市場の分割その他競争を実質的に制限する行為の検討、協議、実施等を一切行ってはならない。

第28条 公表

会員は、本コンソーシアムでの活動内容、成果等を第三者に開示、公表する場合には、事前に理事会の承認を得なければならない。

第6章 規約の変更、本コンソーシアムの解散等

第29条 規約の変更

本規約の変更は、総会において、出席した会員の3分の2以上の賛成を得ることで行うことができる。

第30条 解散の決議

本コンソーシアムの解散は、総会において、出席した会員の3分の2以上の賛成を得ることで行うことができる。

第7章 補則

第31条 その他

本規約の施行に必要な細則等は、理事会において別に定めることができる。

附則

1. 本規約は、2018年4月13日より施行する。

2018年4月13日